

## 定額減税補足給付金(調整給付)について

物価高騰に伴う負担を軽減するための定額減税で令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税において定額減税しきれないと見込まれるかたに給付金を支給します。対象となるかたには、町から7月25日(木)に「確認書」を送付しています。詳細は町ホームページをご覧ください。

なお、令和6年1月2日以降に町に転入して来たかたは、令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村で手続きをしてください。

### 対象

定額減税対象者のうち、所得税と個人住民税所得割額の少なくとも一方を納められていて、定額減税可能額より減税前の税額の方が少なく、減税しきれないと見込まれるかた

#### ※定額減税可能額

所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)

個人住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)

※ただし、本人の所得金額が1,805万円を超える場合は対象外です。

**確認書の返送期限 10月31日(木)まで**

### 定額減税や給付金を かたった詐欺に注意!!

定額減税や給付金について、税務署や県・町が銀行の口座番号や暗証番号などを電話やメールでお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

不審な電話やメールの相談については、警察相談専用電話(#9110)にお電話いただくか、お近くの警察署にお問い合わせください。

**問合せ** 税務課(7番窓口) ☎62-1461

## 町長

### コラム

#### 歩いて、学んで

とある休日、久しぶりに時間ができたので、自宅から役場まで歩いてみました。暑い中、農作業にいそむかた、仲良くウォーキングをするご夫妻、ご近所のお仲間、庭先でゴルフクラブを振るかた。30分ほどの道のりでしたが、たくさんのかたにお会いしました。

「こんにちは」とあいさつすると、皆さん笑顔で「こんにちは」「あら町長、なんで歩いているの」「な」とこやかに言葉を返していただきました。「今、ちょうど噂をしていたところ」とご要望をお伺いする場面も。

皆様との対話の一つとして始めた、まちづくり地区懇談会も大変有意義ですが、こういう何気ない対話も大切だなと改めて感じました。なるべく機会をみつけて、町

内のそこかしこを歩きたいと思えますので、見かけたら気軽にお声がけください。

さて最近、より深く皆野町のことを知ろうと、改めて皆野町誌を読み始めました。

過去があつて今、そして未来がある。これからのまちづくりを進めるうえで、これまでをより深く勉強しようと思いついた次第です。

日本の社会人は世界でも突出して学ばないと言われるとか。

生涯学習、リカレント教育、リスキリングなど、学びや学び直しに関する言葉がクローズアップされています。人生百年時代とすれば、ちょうど折り返し。これからは学ぶ姿勢を大切にしていきたいと思えます。



皆野町長 黒澤 栄則